

# 十日町地域広域事務組合 人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めるため、十日町地域広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年十日町地域広域事務組合条例第9号）に基づき、令和4年度の人事行政の運営などの状況を次のとおり公表いたします。

令和5年11月10日

十日町地域広域事務組合  
管理者 十日町市長 関口芳史

## 【公表事項】

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
2	職員の給与の状況	2
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	6
4	職員の分限処分及び懲戒処分の状況	8
5	職員のサービスの状況	9
6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	10
7	職員の福祉及び利益の保護の状況	11
8	公平委員会に係る業務の状況	12

## 十日町地域広域事務組合職員の任免及び職員数に関する状況

### 1 職員の任用状況

令和4年度の職員採用（採用試験区分：消防士上級、消防士初級）

◆ 採用人数 消防士 初級2人

その他（移籍採用）行政職1人

### 2 再任用制度実施状況

再任用制度とは、地方公共団体を退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため、1年を超えない範囲内で任期を定め採用することができる制度です。

◆ 再任用の実績はありませんでした。

### 3 職員の退職等の状況（令和4年度中）

区 分	人 数 (人)
定 年 退 職 者	1
勸 奨 退 職 者	0
普 通 退 職 者	2
そ の 他	1
再 任 用 退 職 者	0
合 計	4

### 4 職員数の状況

#### (1) 部門別職員数及び増減状況

区 分	令和4年度(人)	令和3年度(人)	増減数(人)
一般行政（総務）	3	3	0
〃（獣医師）	3	3	0
特別行政（消防）	114	115	△1
合 計	120	121	△1

#### (2) 職員の年齢構成

年 齢	18～20歳	21～25歳	26～30歳	31～35歳
職員数 (人)	3	16	13	12
	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳
	18	22	18	15
	56～60歳	61歳以上	合 計	平均年齢
	3	0	120	39.4 歳

## 十日町地域広域事務組合職員の給与の状況

### 1 人件費の状況

令和4年度普通会計決算

歳出額A	人件費B	人件費率 B/A	令和3年度 の人件費率
1,750,370千円	956,116千円	54.6 %	53.6 %

### 2 職員給与費の状況

令和4年度普通会計決算

職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	B/A
人	千円	千円	千円	千円	千円
120	451,875	106,498	184,061	742,434	6,187

※ 職員手当には退職手当、児童手当は含みません

### 3 特別職の報酬

(令和4年4月1日現在)

区 別	人数	報 酬 (円)	消 防 団 員	階 級	人数	報 酬 (円)
管 理 者	1	年額 32,000			団 長	2
副 管 理 者	2	〃 30,000		副 団 長	18	〃 93,000
議 会 議 長	1	〃 32,000		分 団 長	57	〃 66,000
議 会 副 議 長	1	〃 30,000		副 分 団 長	39	〃 49,500
議 会 議 員	11	〃 30,000		部 長	111	〃 40,500
監 査 (識 見) 委 員	1	日額 6,300		班 長	206	〃 29,000
監 査 (議 選) 委 員	1	〃 4,300		団 員	1,698	〃 22,000
計	18			計	2,131	

### 4 給与等の状況 (普通会計当初予算額の比較)

(単位:千円)

区分	予算計上 職員数	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
令和5年度	119人	466,268	386,385	852,653	158,662	1,011,315
令和4年度	120人	453,709	376,125	829,834	153,659	983,493
比 較	△1人	12,559	10,260	22,819	5,003	27,822

※ 職員手当には退職手当負担金を含み、児童手当を含みません

### 5 職員の平均給料月額

区 分	行政職	消防職	医療職	
令和4年4月1日現在	平均給料月額	333,200円	313,514円	416,133円
	平均年令	45.36歳	38.79歳	57.08歳

※ 医療職(獣医師)は給料の調整額を含みます

## 6 初任給の状況

区 分	行 政 職	消 防 職	医 療 職
大 学 卒	185,200円	205,800円	216,600円
高 校 卒	154,600円	174,500円	

※ 医療職は獣医師で大学6卒

## 7 級別職員数

区 分	級	行 政 職		消 防 職		医 療 職	
		職数(人)	構成比(%)	職数(人)	構成比(%)	職数(人)	構成比(%)
令和4年4月1日 現 在	7 級			1	0.9		
	6 級			0		2	66.7
	5 級			12	10.5	1	33.3
	4 級	1	33.3	35	30.7		
	3 級	2	66.7	32	28.1		
	2 級			21	18.4		
	1 級			13	11.4		
	計	3	100.0	114	100.0	3	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職給料表	事務局長	課長	課長、参事、 課長補佐	課長補佐、 副参事、係長	係長、主査、 主任	主事、技師	主事、技師
消防職給料表	消防監	消防司令長	消防司令長、 消防司令	消防司令、 消防司令補	消防士長、 消防副士長	消防副士長、 消防士	消防士
医療職給料表	—	所長、 副所長	所長、副所長、 主任獣医師	副所長、 主任獣医師	主任獣医師	獣医師	—

※ 消防職は階級で規定

## 8 手当制度の状況

(手当の支給要件、支給額等は令和4年4月1日現在の内容で掲載)

手当の種類	手当の支給要件、支給額等
扶 養 手 当	扶養親族を有する職員に支給 ・子 月額 10,000円 ・配偶者、その他 月額 6,500円 (被扶養者のうち15～22歳の者は5,000円を加算)
住 居 手 当	借家、借間等に住居し家賃を支払っている職員に支給 ・借家等住居 月額16,000円以上の家賃を支払っている場合、 負担している家賃の額に応じて、月額28,000円 までの範囲で支給

手当の種類	手当の支給要件、支給額等											
通勤手当	通勤距離（片道）が2km以上の職員に次の区分で支給 ・自動車等の交通用具を使用して通勤する職員で通勤距離が2km以上5km未満の場合、月額2,000円から60km以上の場合月額31,600円までの13段階の区分で支給 ・交通機関（電車・バス）利用の職員は負担している運賃の額に応じて、月額55,000円までの範囲で支給											
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（管理職員）に対して区分に応じて支給											
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・勤務日における時間外勤務1時間につき当該職員の給料時間単価×1.25（22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.5） ・週休日における時間外勤務1時間につき当該職員の給料時間単価×1.35（22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.6）											
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日において勤務した職員に支給 ・勤務時間1時間につき当該職員の給料時間単価×1.35											
夜間勤務手当	深夜（22時から翌朝5時の間）に正規の勤務時間が割り振られた職員に支給 ・勤務時間1時間につき当該職員の給料時間単価×0.25											
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康等又は困難な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする場合に支給（消防4種類、獣医師1種類） ・災害出動手当 消防作業1回300円、救急業務1回200円 ・防疫等作業手当 特措法に規定する感染症等の患者等に接して行う業務1日4,000円以内 ・夜間消防手当 深夜における消防業務2時間未満の勤務220円～深夜の全部を含む勤務400円 など											
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に勤務した管理職員の区分に応じ支給 ・1種9,000円 2種8,000円 3種6,000円 （勤務時間が6時間を超える場合は、上記額×1.5）											
期末・勤勉手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225 月分</td> <td>0.925 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.225 月分</td> <td>1.025 月分</td> </tr> </tbody> </table>			区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.225 月分	0.925 月分	12月期	1.225 月分	1.025 月分
区分	期末手当	勤勉手当										
6月期	1.225 月分	0.925 月分										
12月期	1.225 月分	1.025 月分										
寒冷地手当	11月から3月までの初日を基準日として、世帯の状況に応じて月額17,800円（扶養親族のある世帯主）、10,200円（扶養親族のない世帯主）、7,360円（その他）を支給											

9 退職手当の状況

(令和4年4月1日現在)

区 分	20年勤続	25年勤続	30年勤続	最高限度額
定年・勸奨退職	24.586875月分	33.27075月分	40.80375月分	47.709月分
自 己 都 合	19.6695月分	28.0395月分	34.7355月分	47.709月分

※ 当組合の退職手当は新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例を適用しています

## 十日町地域広域事務組合職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### 1 勤務時間の状況

- ◎ 基本的な勤務時間は、休憩時間を除き1日7時間45分（8時30分～17時15分）、週38時間45分の勤務で、勤務時間の割り振りは勤務の形態によっても異なります。
- ◎ 消防職の交替制勤務職員の勤務時間の形態は、1当務（8時30分～翌日の8時30分）当たり15時間30分の勤務を割り振り、3交替制でローテーションする勤務となっています。

### 2 年次有給休暇の状況

職員に対して1年につき20日間付与する休暇です。（前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年へ繰り越しが可能）

（令和4年中）

取得職員数（人）	年次有給休暇取得延日時	平均取得日時
113	1,085日	9日6時間

※ 9か月以上在職した職員を集計

### 3 特別休暇の状況

特別休暇は、結婚、出産その他の特別な事情により勤務しないことが相当な場合、条例の定めるところにより与えられる休暇です。（有給 主なものは夏季休暇）

（令和4年中）

取得職員数（人）	特別休暇取得延日時	平均取得日時
119	1,374日5時間	11日5時間

### 4 療養休暇の状況

療養休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合における休暇です。（3か月以内は有給）

（令和4年中）

取得職員数（人）	療養休暇取得延日数	平均取得日数
5	48日	9日

### 5 介護休暇の状況

介護休暇は、職員の配偶者、父母等が負傷、疾病等により日常生活を営むことに支障があり、介護するため勤務しないことが相当な場合、条例の定めるところにより6か月以内の期間で与えられる休暇です。（無給）

（令和4年中）

取得職員数（人）	介護休暇取得延日数	平均取得日数
1	22日	22日

## 6 組合休暇の状況

組合休暇は、職員が任命権者の許可を得て職員団体の業務又は活動に従事する場合における休暇です。(無給)

(令和4年中)

取得職員数(人)	組合休暇取得延日数	平均取得日数
0		

## 7 育児休業の状況

育児休業は、法律に基づき条例の定めるところにより、職員が3歳に満たない子を養育する必要がある場合において休業できる制度です。(無給)

(令和4年中)

取得職員数(人)	育児休業取得延日数	平均取得日数
3	425日	141日6時間

## 8 職務専念義務の免除の状況

地方公務員法第35条の規定による職務専念義務は、法律又は条例に特別の定めのある場合に限り、これを免除することができる制度です。(主に人間ドックの受検等)

(令和4年度中)

職員数(人)	延免除日数	平均日数
29	51日1時間	1日6時間

## 十日町地域広域事務組合職員の分限処分及び懲戒処分の状況

### 1 分限処分の状況

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、一定の事由がある場合に、公務能率を維持することを目的とし、職員の意に反して行われる処分のことです。

(令和4年度中)

免職 (人)	降任 (人)	休職 (人)	計 (人)
0	0	0	0

### 2 懲戒処分の状況

懲戒処分は、任命権者が職員の一定の義務違反に対し、同義的責任を問う処分であり、それによってその他地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とするものです。

(令和4年度中)

免職 (人)	停職 (人)	減給 (人)	戒告 (人)	計 (人)
0	0	0	0	0

## 十日町地域広域事務組合職員のサービスの状況

### 1 職員サービスの根本基準

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

区 分	内 容	違反者数 (人)
命令に従う義務	職員は、法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。	0
秘密を守る行為	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様。	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治行為の制限	職員は、政治活動をしてはならない。	0
争議行為等の禁止	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0
営利企業従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	0

## 十日町地域広域事務組合職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### 1 研修の実施状況（令和4年度中）

消防関係研修機関

（単位：人）

新潟県消防学校								
初任科	警防科	救助科	救急科	危険物科	予 防 査察科	初 級 幹部科	高度救助 コ ー ス	操法審査 員 研 修
2	1	1	1	1	1	1	1	2

救急救命 東京研修所	救急救命 九州研修所		消防大学校	
救急救命士科	指導救命士 養成 研 習	感染防止対策 強 化 研 修	幹部科	救助科
1	1	1	0	0

その他研修機関

（単位：人）

新潟県自治研修所			
課長級研修	課長補佐級 研 修	係長研修	法制執務 研 修
1	2	3	2

### 2 勤務成績の評定の実施状況

十日町地域広域事務組合職員の人事評価に関する規程（平成11年十日町地域広域事務組合訓令第2号）により、毎年度10月及び3月に実施しています。職員がその職務について過去半年間実際に遂行した実績及び執務に関連して見られた姿勢、業績、能力について客観的かつ公平に把握し、給与への活用、適材適所の人事配置、昇任・昇格等、適正な人事管理の資料とします。

## 十日町地域広域事務組合職員の福祉及び利益の保護の状況

### 1 厚生事業の状況

- (1) 定期健康診断 …………… 年1回全職員対象
- (2) 人間ドック …………… 年1回希望者対象（共済助成制度あり）
- (3) B型肝炎検査、予防接種 …………… 消防職員対象  
（主に救急対応する可能性のある職員）
- (4) 特定業務従事者検診 …………… 深夜業務従事の消防職員

### 2 共済制度の状況

新潟県市町村職員共済組合に加入し、職員と扶養する家族の生活の安定と福祉の向上を目的として、短期給付（医療給付）、長期給付（年金給付）、福祉事業（保健、貸付、保養等）の各事業を受けています。

### 3 災害補償の実施状況

地方公務員災害補償基金新潟県支部が災害補償の事務を行っています。

#### ○補償等の種類

療養補償 休業補償 傷病補償年金 障害補償 介護補償 遺族補償  
葬祭補償 福祉事業

#### ○令和4年度中の災害補償の認定請求の状況

認 定 請 求 の 状 況	
公務災害	通勤災害
3人	0人

## 公平委員会に係る業務の状況

地方公務員法第7条第3項の規定による公平委員会の設置については、新潟県市町村総合事務組合公平委員会に加入し、主に次の項目で処理をしています。

### 1 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求の審査（地方公務員法第46条～第48条）

- ・一般職の職員が要求することができる。（条件附採用職員・臨時的任用職員も含む。共同要求も可。）
- ・委員会の権限は、事案を審査し、判定すること。場合によっては、勧告をすること。

	令和4年度要求件数	0
措置要求の概要		

### 2 不利益処分に関する審査請求の状況

不利益処分に関する不服申立て（地方公務員法第49条～第51条の2）

- ・一般職の職員が申立てすることができる。（条件附採用職員、臨時的任用職員、企業職員、単純労務職員は除く。）
- ・委員会の権限は、事案を審査（再審）し、裁決をすること。場合によっては、是正指示をすること。

	令和4年度申立件数	0
不服申立ての概要		

### 3 職員からの苦情の処理の状況

職員の苦情処理（地方公務員法第8条第2項第3号）

- ・一般職の職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談（非常勤職員、離職した職員も含む。）

	令和4年度処理件数	0
処理概要		